

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 水原南ショッピングセンター
所在地 阿賀野市市野山字大坪221外
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
廃棄物等の保管施設の位置
（変更前）位置 届出書に添付された図面のとおり
（変更後）位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更年月日
平成31年5月27日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）
- 4 変更の理由
効率的な施設運営を図るために建物内部の改装工事を実施する計画であるが、これに伴い廃棄物等の保管施設の位置の変更が生じるため。
- 5 届出年月日
平成30年9月25日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
（なお、阿賀野市産業建設部商工観光課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成30年10月16日から平成31年2月16日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp